

フィルムセンターの独立について
(審議のまとめ)

平成16年9月
フィルムセンターの在り方に関する検討会

目次

はじめに	1
1. フィルムセンターの位置づけ	2
(1) フィルムセンターの現状	
(2) 諸外国のフィルムアーカイブ・センターとの比較	
(3) これからのフィルムセンターの役割	
(4) フィルムセンターの「独立」の意義	
2. フィルムセンターの独立について	6
(1) 「独立」の形態について	
(2) 「独立」の時期について	
(3) 「独立」後の組織について	
3. フィルムセンターをもっとみんなのものにするために	8
(1) フィルムセンターと映画関係機関・団体との連携協力	
(2) 映画の広場	
4. 今後検討すべき課題	9
(1) フィルムセンターの組織・体制の充実・強化について	
(2) 映画フィルムの法定納入制度の在り方について	
(3) 映画振興を一元的に担う機関の設立について	
(参考資料)	
・「フィルムセンターの在り方に関する検討会」検討経緯	11
・「フィルムセンターの在り方に関する検討会」開催要項	12
・「フィルムセンターの在り方に関する検討会」協力者名簿	13
・フィルムセンターについて(概要)	14
・主要各国のフィルムアーカイヴの機関	17
・「映画振興に関する懇談会」12の提言とその対応状況	18
・「日本映画・映像」振興プラン	19

はじめに

平成15年4月に文化庁の「映画振興に関する懇談会」から12の提言が出され、それを受けて、文化庁では、平成16年度から「日本映画・映像」振興プランを設け、日本映画の創造、流通・上映、人材育成、フィルムの保存・継承等、日本映画の振興策が総合的に推進されている。まさに、日本映画の再生、さらなる飛躍のための動きが始まったところであり、この動きをさらに大きく、持続的に発展できるものにしていく必要がある。上記懇談会の提言のうち、多くのものについて既に取り組みが始まっているが、大きな検討課題として残されているものが、提言の12番目の柱である「フィルムセンターの独立」である。

本検討会は、このように、日本映画の振興策が本格的に動きはじめた中、我が国唯一の国立の映画に関する専門機関としてのフィルムセンターの果たすべき役割等について審議を行い、フィルムセンターの「独立」の在り方など、その結果を取りまとめたものである。

文化庁をはじめとする関係行政機関及び関係者におかれては、本提言の内容を踏まえ、できるだけ早くその実現に向けた取組を進めることを期待するとともに、本提言により、我が国の映画振興が一段と加速されることとなることを願うものである。

1. フィルムセンターの位置づけ

(1) フィルムセンターの現状

フィルムセンターは、昭和27年の国立近代美術館の設置に伴い開設された「映画部門（フィルム・ライブラリー）」をその前身としている。東京・京橋の地に開設の当初より、日本や西欧の古典的な映画や商業的に上映されにくい作品の上映に力を注ぐ一方、不十分ながら主に日本映画フィルムや関連資料の収集、保管も行ってきたこの機関が、より充実することを目指して現在の名称「東京国立近代美術館フィルムセンター」となったのは昭和44年のことである（開館は昭和45年）。昭和59年に発生した火災による建物及び所蔵フィルムの一部焼失という不幸な事態を国民の広い層からの励ましや篤志を得て乗り越えたフィルムセンターは、それ以前から準備していた神奈川県相模原市の映画フィルム専用保存庫と、最新の上映施設や図書室・展示室を含む京橋本部ビルの建設を推進して、前者を昭和61年に、後者を平成7年に、それぞれ開館して現在に至っている。こうした建設計画が実現した背景には、フィルムセンターが、映画界や映画愛好者・研究者はもちろん広く国民にその活動を支持されてきたという事実がある。

こうした施設の完成に伴って、自らを国立の映画博物館（ナショナル・フィルム・アーカイブ）としての機能を拡充してきたフィルムセンターは、過去10年でフィルム収集量を倍増させ、平成15年末現在、約4万本の映画フィルムを所蔵・保管するに至った。

また、企画上映については、平成15年度実績で、年間上映本数336作品（同回数635回）・総入場者数100,010人を数えており、特に無声映画の上映など、他の商業映画館では困難な企画の実施について定評があるほか、映画と映画の歴史をめぐる貴重な資料や芸術性の高い物品の展示についても、年々、新たな展開を模索して好評を得ている。また、京橋本部ビルの開館と同時に開室した映画専門の図書室は、映画研究者にとって重要な調査研究の場となっているとともに、フィルムセンターとしても、所蔵フィルムや関連資料の目録化・文書化、映画上映や展示の企画に伴う学術出版物の刊行などの調査研究を実施してきた。

こうしたフィルムアーカイブとしての基幹事業に加えて、平成元年からは、全国各地に日本映画の名作を巡回する「優秀映画鑑賞推進事業」、世界中から様々な映画分野の専門家を招聘して映画史研究の深化や映画を通じた国際的な人的交流に資する「国際映画シンポジウム事業」を開始、また、平成9年からは映画の実作経験を有する者を対象として、日本映画を代表する著名な映画人による講義や特別上映を行う「映画製作専門家養成講座」を開講、さらに、平成14年からは、児童生徒に優れた映画体験を提供するための教育プログラム「こども映画館」を開催するなどの多角的な事業

を展開し、大きな成果を上げている。

このようにフィルムセンターは、設立当初より着実に発展してきたところであるが、現在、フィルムセンターは独立行政法人国立美術館の一館である東京国立近代美術館の一部門という位置づけの中で、わずか11名の常勤職員と23名の非常勤職員の計34名により構成される組織において、2つの施設を有し、映画に関する専門機関として、収集・保存、普及・上映及び新たに拡大した業務を行っている（平成16年8月現在）。

さらに近年においては、文化記録映画制作会社からの大量の原版寄贈や大手映画会社により製作されたフィルムの原版寄託、映画フィルムの観覧・貸与・複製利用、映画関連資料の閲覧・貸与などによるアクセスの増大、これに伴う情報やデータの効率的な蓄積と運用、フィルム保存や復元に関する科学的研究や技術的開発、さらにはフィルムアーカイブとしてデジタル技術の応用など、新たな業務への対応も必要となっている。

（2）諸外国のフィルムアーカイブ・センターとの比較

諸外国においても、我が国におけるフィルムセンターに類似する公的なフィルムアーカイブやセンターを設置している例は多い（参考資料「主要各国のフィルムアーカイブの機関」参照）。こうした公的機関の位置づけや果たす役割は、各国の社会的・文化的な背景を踏まえ、多様なものとなっており、一律な比較は困難である。

一例としては、例えば、スウェーデンにおいては、スウェーデン映画協会（SFI）のアーカイブ部門であるシネマテークセットが、52名の職員の下、収集・保存等の業務を実施しており、これまでに約35,000本のフィルムを収集・保存しているところである。

このほか、注目されるものとしては、フランスにおける CNC（国立映画センター）や韓国における映画振興委員会及び韓国映像資料院のように、国としての法的な位置づけの下、総合的な映画振興に係る公的機関として、法定納入制度に基づいた収集・保存業務や映画製作の助成・融資等の業務も含め、幅広い機能を果たしている組織もある。なお、フィルムセンターと同様に、美術館の中に映画部門を有している組織として充実しているものについては、アメリカのニューヨーク近代美術館などがある。

これらのフィルムアーカイブ・センター等については、その主要な組織の多くが国際フィルムアーカイヴ連盟（FIAF: La Federation Internationale des Archives du Film）に加盟している。本団体には我が国のフィルムセンターも正会員としての加盟が認められており、フィルムセンターが我が国における代表的なフィルムアーカイブとして位置付けられていることは国際的にも明確にされている。しかしながら、これらの諸外国の機関と比べて、我が国におけるフィルムセンターは、人員数や所蔵

するフィルム数をも、決して充実したものとは言えないのが現状である。

(3) これからのフィルムセンターの役割

このようなフィルムセンターの今後の役割、機能については、現在行っている①映画フィルム及び資料の収集・保存機能、②普及・上映機能を充実するとともに、③人材養成機能、④製作支援機能も新たに担う、広く映画全般を支援する機関として機能の拡大を図るべきとの意見も映画関係者の中にはある。

この点は、一つのあるべき姿として、今後、中長期的に我が国の映画振興を考える際の大きな課題として考えていくべきであるが、平成16年度から、文化庁において「日本映画・映像」振興プランとして、従前から国として行ってきた製作支援や上映支援をより充実するとともに、新たに、映画関係の人材育成のための事業や映画関係団体の諸事業への支援などの施策を展開しはじめていること、また、我が国においては、従来から、民間レベルにおいても各種の映画関係団体において、様々な映画支援の取組が行われてきていること、さらには、現在の国の行財政事情の下では、国の機関の飛躍的拡充が困難なこと等を勘案すると、当面の現実的な対応を考えた時には、フィルムセンターとしては、その中核的機能である①の映画フィルム及び資料の収集・保存機能を格段に充実するとともに、その活用を含め、従前より行っている②普及・上映機能の一層の充実に力を注ぐべきであると考えられる。

特に、①収集・保存機能については、文化遺産である映画作品を保存、継承していくことは、国が中心的に行うべきものであるが、「映画振興に関する懇談会」提言が指摘する通り、依然としてこれまでに劇場公開された日本映画のフィルムの一部しか収集・保存できていない現状があるほか、戦前のみならず戦後の映画フィルムについても、貴重なフィルムの散逸が進んでいることが指摘されており、フィルムセンターにおける収集・保存に係る機能とそれを果たすために必要な施設・設備の一層の充実を図ることが必要である。

その際、過去に製作された映画フィルムについては、より効率的な収集・保存を進めていくために、情報の網羅的な把握や地域のアーカイブ施設及びフィルム収集家との連携・協力を進めていくとともに、新たに製作される映画フィルムについては、法定納入制度について今後とも検討を進めつつ、フィルムセンターと映画製作者とで協定を締結し、フィルムセンターに映画フィルムを寄贈・寄託していくような仕組みの構築について関係者間で検討を進めることも必要と考える。

さらに、映画フィルムの生産、流通、現像などの経済的・技術的・人的基盤が縮小、弱体化する中で、文化遺産として映画作品を保存、復元、継承していくには、映画フィルムの保存科学的研究が急務であり、研究機関や民間企業の研究者や技術者との協力を強化しつつ、映画フィルムの保存・復元に関わる基礎研究と実験を重ねていく必

要がある。

また、②普及・上映機能、③人材養成機能、④製作支援機能については、文化庁における映画に関する普及・上映、人材育成、及び製作支援の新たな取組に協力・連携していくことが考えられるとともに、それとは異なった観点から、これまで製作された映画の一層の活用を図るため、映画の素材の使用許諾において、フィルムセンターが使用側と許諾側の仲介業務などを行うことも考えられる。

(4) フィルムセンターの「独立」の意義

以上述べてきたように、フィルムセンターは我が国唯一の国の映画に関する専門機関として、これまで国内の映画関係者の支持を受けてきたとともに、国際的にも我が国を代表する機関として明確に位置づけられており、また、今後、その果たすべき役割、機能の充実が強く求められているところであるが、その実態は、東京国立近代美術館の一部門であり、諸外国のフィルムアーカイブや映画関係機関と比べた時、専門機関としては中途半端な位置づけであり、また、人員・体制の点では、貧弱な組織であると言わざるを得ない。

文化庁においては、「映画振興に関する懇談会」の提言を受け、平成16年度から「日本映画・映像」振興プランとして、日本映画の本格的・総合的な振興策に取組みはじめたところであり、また、政府全体としても、知的財産戦略、コンテンツ振興の観点から、日本映画の振興のため、新たな取組みが始められたところである。こうした中で、「日本映画・映像」振興プランの重要な一翼を担うフィルムセンターが、映画に関する専門機関としての位置づけを名実ともにはっきりしたものにし、その機能を充実していくことは、映画関係者の長年の悲願の実現ということだけでなく、「日本映画・映像」振興プランをより実効的に推進していくためにも不可欠である。このことにより、国際的にも、映画の持つ文化発信力の大きさに着目して映画振興策に力を入れる国が多い中、我が国としての映画振興の姿勢を内外に明確に示すこととなり、さらには、我が国における映画芸術の位置づけがより高まることにもつながるものであり、日本映画のより一層の発展が期待されるものである。

こうしたことから、国としての映画振興のための体制を整え、今後、より一層日本映画の振興策を強力に推進していく観点から、東京国立近代美術館の一部門として位置づけられてきたフィルムセンターについて、映画の専門機関として「独立」させることが必要である。

2. フィルムセンターの独立について

(1) 「独立」の形態について

国の映画に関する専門機関として「独立」した機関という場合にも、その形態としては種々のものが考えられる。

国（文化庁）による直接の機関ということも形の上では考えられるが、現在の国の行政組織の在り方として、専門的、事業実施的な機関は独立行政法人化している方針、また、現在のフィルムセンターも、東京国立近代美術館の一部門として、独立行政法人国立美術館内の組織として運営されていることを考えれば、独立行政法人の形態をとること以外は考えられない。

この場合、完全な「独立」機関ということ考えた場合、フィルムセンターのみの単独の独立行政法人として運営することも考えられるが、フィルムセンターのような比較的小規模な組織が単独で法人化された場合には、予算、職員数などの面や運営上支障をきたすおそれがあるとともに、既存の独立行政法人の廃止・統合などを含む政府全体として独立行政法人の組織・業務全般の見直しが進められている中で、新たに独立行政法人を新設することは非常に困難な状況にあることなどを勘案すれば、独立行政法人国立美術館の組織の中において、現行の東京国立近代美術館の一部門としての位置づけから分離独立し、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館とならぶ独立した一館として位置づけることが最も適当であると考えられる。

このことにより、独立行政法人国立美術館の一館として、組織的に独立の機関となる一方、予算、人員等業務運営面においては、必要に応じて、法人全体として弾力的な取扱いが可能となり、また、法人内の他の美術館と事業実施に当たって、必要な場合には協力するなど、その事業展開に幅をもたせることもできると考える。

(2) 「独立」の時期について

日本映画の本格的振興策が稼動しはじめたこの時期、それをより加速していくためにも、その象徴的な意味付けも持つ、フィルムセンターの「独立」はできるだけ早く実現することが必要であると考えられる。

しかしながら、独立行政法人国立美術館は、平成13年度より独立行政法人として発足し、その第一期の中期目標・中期計画の時期が平成17年度末までであること、さらには、独立行政法人国立美術館を含めた既存の独立行政法人の組織、業務全般の見直しについて、平成16年度から着手し、同年中に相当数について結論を得ることとされていることなど、政府全体の独立行政法人制度の見直しの動向も勘案する必要がある。

したがって、「独立」の時期については、可能な限り早く実現することを第一義としつつ、このような現在、政府内において進められている独立行政法人に関する検討状況にも充分配慮し、「独立」ができるだけスムーズに、また、最適な形で実現できるように、「独立」に向けた取組を適切に進めていくべきである。

(3) 「独立」後の組織について

「独立」した後のフィルムセンターは、独立行政法人国立美術館内の独立した機関となるものであり、その組織についても、他の美術館と同様とする必要がある。

すなわち、機関の長があり、その下に、長を支える事務スタッフと専門スタッフが配置される必要がある。

これまで、フィルムセンターは、東京国立近代美術館の一部門として、庶務・会計等の事務スタッフは、東京国立近代美術館の事務スタッフが担ってきているので、「独立」後はフィルムセンターとしての事務スタッフの配置が必要である。

また、専門スタッフについても、「独立」した専門機関として十二分にその機能を発揮するためには、その充実を図る必要があるが、前述の「フィルムセンターの現状」において述べた新たな業務に対応できる組織体制の充実とともに、特に今後の趨勢としては、映画フィルムのデジタル化が一層進展していくものと考えられるので、この分野の研究機能の充実を含めた、デジタル化対応のための組織の充実が重要である。

この場合、できるだけ早くその充実を望みたいが、現在の厳しい行財政事情の下では、年次的に充実していくことも念頭に置いて考えていく必要もあると考える。また、可能な場合には、映画関係機関・団体などと連携・協力を進め、すべて常勤職員で対応するのではなく、業務委託や一定期間の雇用など弾力的な組織、人員の在り方について検討していくべきである。

3. フィルムセンターをもっとみんなのものにするために

(1) フィルムセンターと映画関係機関・団体との連携協力

フィルムセンターが今後果たすべき役割としては、前述の機能を充実してだけでなく、我が国唯一の映画に関する専門機関として、様々な主体が取り組んでいる映画振興のための取組に関するコーディネーターとしての役割を果たすことが望まれる。

映画の製作、上映、流通の自律的な創造サイクルの確立に向けて取り組んでいる公的機関は、フィルムセンターのみではない。前述のとおり、文化庁においては「日本映画・映像」振興プランを推進しているほか、多くの関係機関や職能団体等が映画振興に資する取組を展開している。また、実際の映画製作のプロセスは、監督、俳優、スタッフ及び製作会社等、民間主体によってその多くが担われているだけでなく、多くの映画関係者が、広報・批評活動等を通じて、日本映画の普及及びその向上に貢献している。

こうしたことを踏まえ、今後フィルムセンターが各種取組を推進していく際には、民間の映画関係者や文化庁をはじめとする関係機関と、普段から密接な情報交換を行い、連携して取り組んでいくことが不可欠である。

(2) 映画の広場

「映画振興に関する懇談会」で提言された「映画の広場」については、提言を受け、フィルムセンターにおいて平成15年6月に「映画の広場」が開設され、映画に関わる様々な立場の方々の交流の場として活用されているところである。しかしながら、「映画の広場」の活用状況については、本検討会における審議において、その一層の活用を図っていく必要があるとの指摘もあった。

平成16年6月には、「映画の広場」の場所がフィルムセンター7階から1階に移転され、より多くの方が気軽に立ち寄ることのできる場となり、格段の改善が図られたところであり、今後、その充実が期待される。今後とも、「映画の広場」が一層その趣旨を生かしたものとなり、活用が図られるよう、フィルムセンター及び関係機関が連携・協力して、適切に企画・運営を行っていくとともに、様々なメディアを通じて「映画の広場」の存在を映画関係者はじめ広く周知を図るよう、積極的な広報に努めることが必要である。

4. 今後検討すべき課題

(1) フィルムセンターの組織・体制の充実・強化について

このたびの本提言を受けて、フィルムセンターの「独立」が実現したとしても、それで、フィルムセンターとしてのゴールというわけではない。

諸外国のフィルムアーカイブと比較しても、その組織体制は大変貧弱である。

フィルムセンターがその機能を十二分に発揮していくためにも、今後とも、その組織・体制の充実・強化を継続して図っていく必要がある。

また、その場合、独立行政法人としてのメリットを充分生かして、常勤職員の増員ばかりではなく、業務の内容によっては、パートタイムの雇用や他の映画関係団体への業務委託やそれらの団体との業務協力など、弾力的な雇用・運営も積極的に活用していくことも必要と考える。その際、関係機関や関係団体においても、フィルムセンターの事業、活動への連携・協力について積極的に検討していくことを望みたい。

(2) 映画フィルムの法定納入制度の在り方について

「映画振興に関する懇談会」の提言でも触れられ、また、諸外国においても制度化されている国がある映画フィルムの納入制度については、文化遺産としての映画作品の保存・継承という観点から、我が国においても必要と考える。

その際、国立国会図書館法における出版物納入制度（映画フィルムにも国立国会図書館への納入義務が課せられているが、同法附則において、その納入が当分の間免除されている）が既にあるので、その制度を活用すべきとの考えもあるが、その場合、フィルムセンターとの関係をどのようにするのかについて整理する必要がある。また、国立国会図書館に納入される出版物の利用には、国立の国会の図書館として定められた目的があり、国立国会図書館以外の機関等における映画振興の観点からの自由な活用には制約があること、納入物の代償金（又は「補償」）を他の出版物と同様とすると、相当な高額となることなど、検討すべき課題がある。

映画フィルムの法定納入制度の在り方については、これらのことに留意しながら、今後とも検討していく必要がある。

なお、映画フィルムのみならず、映画に関するスチール、チラシ等の資料も、日本映画の歴史やこれまでの成果を伝えるものとして重要であり、今後、それらの資料等の所在状況の把握や散逸を防ぐ方策などについての検討も望まれる。

(3) 映画振興を一元的に担う機関の設立について

日本映画の振興策を国としてより強力に進めていくためには、フランスや韓国の

ような映画の製作・上映支援、人材育成などを含めた映画振興を一元的に担う機関が存在することが理想的である。

しかしながら、このことについては、フランスや韓国におけるこのような機関の運営に当たり、映画館の入場料やテレビ局の収入の一部が、当該機関における運営費に捻出されるような制度が確立されているなど、我が国の現行制度とは相当異なる仕組みとなっていることにも充分留意しつつ、我が国の映画振興策を今後とも検討する中で、今後の大きな課題として考えていくべきと考える。

「フィルムセンターの在り方に関する検討会」検討経緯

平成16年2月 2日 第1回会議

・自由討議

3月10日 第2回会議

・収集・保存の在り方について①

4月21日 第3回会議

・収集・保存の在り方について②

・収集・保存以外の機能の在り方について①

5月19日 第4回会議

・収集・保存以外の機能の在り方について②

6月 9日 第5回会議

・今後の機能に対応した組織の在り方について

7月14日 第6回会議

・報告書案骨子の審議

8月11日 第7回会議

・報告書案の審議

フィルムセンターの在り方に関する検討会について

平成16年1月6日

文化庁次長決定

1. 趣旨

我が国における唯一の国立の映画機関であるフィルムセンターに関して、「これからの日本映画の振興について（平成15年4月『映画に関する懇談会』提言）」、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（平成15年7月『知的財産戦略本部』決定）」において、一層の機能の充実等が求められていることを踏まえ、その在り方について有識者の意見を聴取するため、「フィルムセンターの在り方に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

フィルムセンターの機能の充実など、その在り方の一層の充実を図るための諸方策について

3. 実施方法

別紙の者の協力を得て検討を行う。

4. 実施期間

平成16年1月6日から平成17年3月31日まで

5. その他

この検討会に関する庶務は、文化庁文化財部美術学芸課及び独立行政法人国立美術館の協力を得て、文化庁文化部芸術文化課において処理する。

フィルムセンターの在り方に関する検討会協力者名簿

※平成16年8月現在

○・・・座長

(協力者)

(50音順、敬称略)

岡田 正代 川喜多記念映画文化財団理事長

河原畑 寧 映画評論家

迫本 淳一 松竹株式会社代表取締役社長、弁護士

関口 裕子 キネマ旬報編集長

高村倉太郎 日本映画撮影監督協会名誉会長

西村 隆 日本映画海外普及協会事務局次長

松本 正道 フィルム・ネットワーク推進委員会委員

○ 横川 真顕 日本大学芸術学部教授

(オブザーバー)

高野 悦子 東京国立近代美術館フィルムセンター名誉館長

辻村 哲夫 独立行政法人国立美術館理事長、東京国立近代美術館長

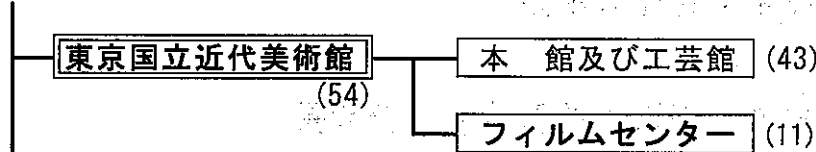
フィルムセンターについて（概要）

1. 沿革

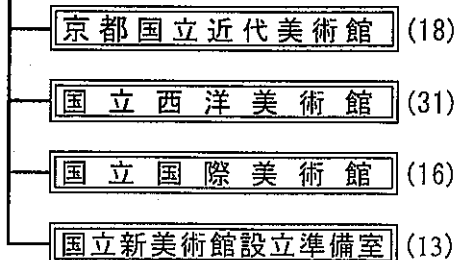
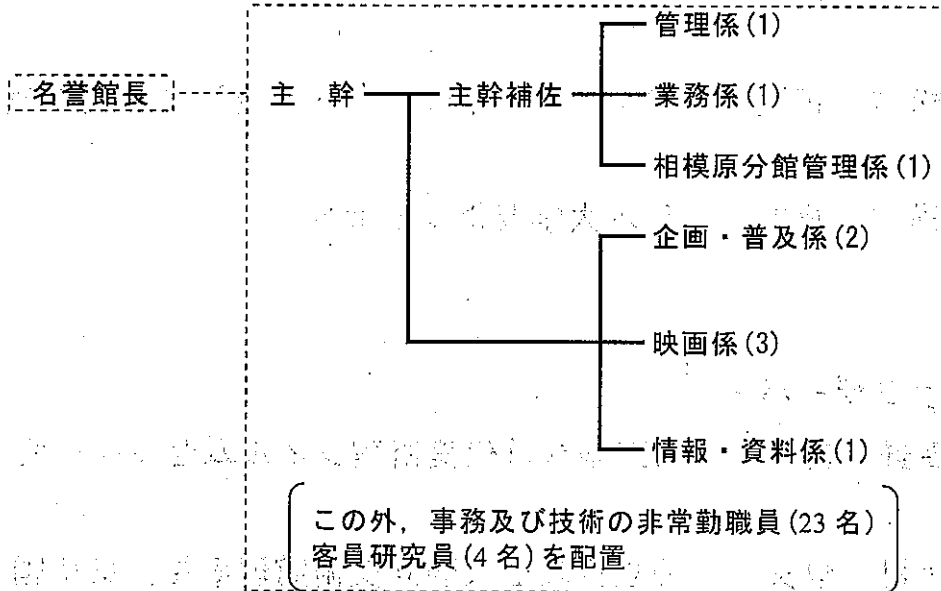
- 昭和27年 6月 国立近代美術館の設置に伴い、国立美術館の「映画部門（フィルム・ライブラリー）」として開設
- 〃 44年 4月 東京国立近代美術館の一組織として「フィルムセンター」設置
- 〃 45年 5月 「フィルムセンター」開館（中央区京橋）
- 〃 59年 9月 「フィルムセンター」5階より出火（建物・フィルムの一部焼失）
- 〃 61年 4月 神奈川県相模原市にフィルムの保存専用施設として相模原分館を設置
- 平成元年 8月 「優秀映画鑑賞推進事業」を開始
- 〃 元年10月 「国際映画シンポジウム」を開始
- 〃 元年11月 国際フィルムアーカイヴ連盟（FIAF）に加盟
- 〃 5年 5月 国際フィルムアーカイヴ連盟の正会員に昇格
- 〃 7年 5月 新装フィルムセンターが開館
- 〃 9年11月 「映画製作専門家養成講座」を開始
- 〃 13年 4月 東京国立近代美術館が独立行政法人国立美術館の一機関となり、「フィルムセンター」もその一組織となる

2. 組織（常勤職員数：132人（平成16年4月1日現在））

◎独立行政法人国立美術館



《フィルムセンターの機構図》



3. 予 算 (フィルムセンター分)

年 度	14年度	15年度	16年度
予 算 額	547百万円	626百万円	911百万円
(内訳) 人 件 費	81百万円	78百万円	76百万円
その他事業費等	466百万円	548百万円	835百万円

4. 事業の内容

①収 集

芸術的に優れた作品（外国映画を含む。）、映画史的に重要な作品、フィルムセンターの事業を実施する上で必要な作品、その他貴重な資料としての作品等を中心に、国内外の映画フィルムを収集。なお、近年は製作会社の原版等が大量に寄託されている。

また、映画関係資料（映画に関連する図書、雑誌、シナリオ、ポスター等）については、寄贈されたものを主として網羅的に収集。

②保存・修復

相模原分館において、24時間空調によりフィルムの管理・保存を実施。また、可燃性フィルムの不燃化や、複製による原版等の保存用フィルムの作製、フィルムの洗浄及びデジタル技術等を活用したフィルムの復元を実施。

③上 映

監督別、国別、ジャンル別など様々なテーマに合わせ、芸術的、映画史的に重要な作品や時事的、文化史的に貴重な作品等により特集上映を実施。

[287日間 635回上映] (平成15年度実績)

④展 示

所蔵している映画関係資料（ポスター、スチル写真、写真機材など）による「展覧会 映画遺産」と題する所蔵作品展を実施。また、年2回程度の企画上映に関連した企画展を実施。

⑤図書の閲覧

映画に関連する図書・雑誌などの所蔵文献のうち、和・洋書の単行本約22,000冊を公開。

⑥優秀映画鑑賞推進事業

優れた映画鑑賞の機会を提供するため、文化庁との共催により各地の公立文化施設と連携・協力し、所蔵作品の巡回上映を実施。

[20プログラムを全国176会場で実施] (平成15年度実績)
1プログラム = 4作品

⑦映画製作専門家養成講座

映画をはじめ、映像製作の現場経験者や専門学校等で実習経験を有する者を対象として、映画製作に関する人材を育成することを目的として講座を実施。

[受講者101名 4日間] (平成15年度実績)

⑧その他

- ・国際映画シンポジウム事業の実施
- ・企画上映にちなんだ講演会の実施
- ・小・中学生、高校生を対象とした「こども映画館」(年2回、各6日間)
- ・研究者、映画制作者等への特別映写

5. フィルムの収集・所蔵の状況（平成16年3月末現在）

①映画フィルムの収集件数（平成10年度～）

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
購入	202	173	239	185	208	281
寄贈等	1,056	2,019	735	881	6,124	1,663
合計	1,258	2,192	974	1,066	6,332	1,944

②映画フィルムの所蔵作品本数

種別	日本映画	外国映画	合計
劇映画	5,105	4,051	9,156
文化・記録映画	13,527	2,421	15,948
アニメーション映画	813	261	1,074
ニュース映画	6,499	143	6,642
テレビ映画	3,259	429	3,688
合計	29,203	7,305	36,508

- 平成16年3月末現在、購入・寄贈等で約36,500本の作品を所蔵しており、その缶数は約73,000缶である。（通常、90分程度の劇映画では5～6缶必要である）
- この外、約17,000缶の寄託フィルムを収蔵しており、合わせて、現在、「相模原分館」の収蔵可能缶数約200,000缶の45%にあたる缶数を収蔵している。

主要各国のフィルムアーカイヴの機関

国名	アーカイヴ名	機能	常勤職員数	所蔵フィルム量
日本	東京国立近代美術館フィルムセンター	映画フィルムの収集、保存、復元、調査・研究、公開事業等	11人	34,500本
韓国(※)	韓国映像資料院	フィルムの収集、保存等	29人	12,000本
中国(※)	中国電影資料館	フィルムの収集、保存等	340人	24,558本 (177,000,000ft)
中国(台北)	国家電影資料館	フィルムの収集、保存等	16人	11,563本
ロシア(※)	ゴスフィルムモフオンド	フィルムの収集、保存等	約600人	55,000タイトル (725,000,000ft)
連合王国	英国映画協会(BFI) / ナショナル・フィルム & TVアーカイブ(NFTVA)	フィルムとテレビ番組の収集・保存・復元等	108人 / 協会全体では約400人	350,000本(TVを含む)
フランス(※)	国立映画センター(CNC) / アルシヴ・デュ・フィルム	フィルムの収集、保存、不燃化、復元、配給等	100人	150,000本
	シネマテーク・フランセーズ	フィルムの収集・保存等	90人	28,000本
ドイツ	連邦資料館フィルムアルヒーフ	フィルムの収集・保存等	125人(専門職員数)	148,000タイトル
スペイン(※)	フィルモテカ・エスパニョーラ	フィルムの収集・保存等	85人	167,000,000ft
ポルトガル	シネマテカ・ポルチュゲーザ	フィルムの収集・保存等	65人	8,000本
オランダ	オランダ映画博物館	フィルムの収集・保存等	58人	35,000本
ベルギー	王立シネマテーク	フィルムの収集・保存等	27人	100,000本(44,000タイトル)
イタリア(※)	国立映画学校(SNC) チネテカーカ・ナチオナレ(CN)	フィルムの収集・保存等	CN30人(SNC全体で100人以上)	45,000本
デンマーク(※)	デンマーク映画博物館	フィルムの収集・保存等	33人 / インスティテュート全体で120人	26,000本
フィンランド(※)	フィンランド・フィルム・アーカイヴ	フィルムの収集・保存等	45人	8,000本
スウェーデン	スウェーデン映画協会(SFI) シネマテーク・ト	フィルムの収集・保存等	52人(SFI全体で150人)	35,000本(20,800タイトル)
アメリカ合衆国(※)	議会図書館	フィルムの収集、保存等	60人	250,000本以上 (525,000,000ft)
	国立公文書館(NARA) 映画音響ビデオ部	フィルムの収集、保存等	40人	200,000本(ビデオを含む)
	ニューヨーク近代美術館映画ビデオ部	フィルムの収集、保管、復元、公開等	32人	14,000本
	ジョージ・イーストマン・ハウス映画部	フィルムの収集、保存、復元、カタログ化等	10人(協力体制をとる他部門の総数は85人)	15,000本
	UCLA映画テレビアーカイヴ	フィルムの保存、研究、上映等	49人	43,000本以上

注: 国名に(※)の標記があるものは法定納付制度のある国である。

「これからの日本映画の振興について」(提言)を受けた主な取組

① 日本映画のフィルムをきちんと保存できるように

- フィルムアーカイブ予算の拡充(平成16年度予算)
- 映画フィルムの納入制度(国立国会図書館と協議を実施)

② 新たな形で幅広く製作支援ができるように

- 「先駆的・実験的な創作企画」への支援(平成16年度新規)
- 日本政策投資銀行による融資制度の創設

③ いろいろな場所でもっとロケーションが行えるように

- 「全国フィルムコミッション・コンベンション」の開催(平成15年10月)
- 「アジア・フィルムコミッション・シンポジウム」の開催(平成16年6月:松本市)
- 全国のロケ地情報データベースの開発(平成16年度新規)

④ 映画を見られる場がもっと増えるように

⑤ いろいろな映画がもっと上映されるように

- 上映機会に恵まれない映画等の上映支援(平成16年度新規)
- 「日本映画情報システム」の開発・整備(平成16年度新規)
- デジタルシネマに関する研究開発(科学技術振興調整費等)
- 全国の公立文化施設に対する上映協力に関する上映協力の要請(平成15年9月)
- 「全国コミュニティ・シネマ会議」の開催(平成16年6月)

⑥ 映画祭がもっと盛んになるように

- 映画祭コンベンションの開催(平成15年9月)
- 国内映画祭支援の拡充(平成16年度予算)

⑦ 日本映画がもっと海外で見られるように

- カンヌ国際映画祭等への日本ブース出展(平成15年5月)
- カンヌ国際映画祭へのジャパnPainパビリオン開設(平成16年5月)
- 海外映画祭への出品等支援の拡充(平成16年度予算)

⑧ 現場で再び人材が育つように

- 映画関係者による学生や新人育成への支援(平成16年度新規)
- 「映画・メディア芸術に関する会合」の開催(平成16年5月)

⑨ みんなが集える場が作られるように

- 映画の広場の開設(平成15年6月:フィルムセンター7階)
- 映画の広場をフィルムセンター1階へ移設(平成16年6月)

⑩ 映画に対する社会の見方が変わるように

- 子役の就労時間の延長(21時まで)(厚生労働省)
- 映画従事者の労働環境に関する実態調査

⑪ 子どもが映画を見られる機会が増えるように

- 子どもの映像学習・映画鑑賞事業(平成16年度新規)
- 全国の公立文化施設に対する上映協力の要請(平成15年9月)

⑫ フィルムセンターをもっとみんなのものにするために

- 寄託:寄贈の呼びかけ
- 「フィルムセンターの在り方に関する検討会」の開催

「日本映画・映像」振興プラン

～知的財産戦略の一翼を担う映画・映像の創造活動の拡大～

(前年度予算額 1,867百万円)
平成16年度予算額 2,501百万円

○ 文化芸術振興基本法(平成13年12月)
→基本方針(閣議決定)
(国はメディア芸術振興に必要な措置を実施)

○ 映画振興に関する懇談会提言
(平成15年4月 文化庁)
(映画振興の必要性と国の映画振興の基本的方向、
具体的な振興方策を提言)

○ 知的財産の創造、保護及び活用に関する
推進計画(平成15年7月知的財産戦略会議)
(映画など映像作品の創造、流通の促進が必要である
旨を規定)

「日本映画・映像振興プラン」の策定

【基本的方向】

映画フィルムの保存・継承

自律的な創造サイクルの確立

人材の育成と
社会的認知の向上

【具体的方策】

魅力ある日本映画・映像の創造 予算額1,430百万円

- ①映画製作への支援
- ②先駆的・実験的な創作企画への支援
- ③映画撮影・編集の高度化
 - ・全国の野外撮影地情報データベースの開発
 - ・デジタル編集合成技術の調査研究
- ④映画・映像等の顕彰

日本映画・映像の流通の促進 予算額541百万円

- ①海外映画祭への出品等支援
- ②海外のメディア芸術祭への参加等の支援
- ③国内上映・映画祭の支援
 - ・新たな上映機会の提供
 - ・国内映画祭支援
- ④「日本映画情報システム」の開発・整備

映画・映像人材の育成と普及等 予算額134百万円

- ①映画関係団体等の人材育成事業の支援
- ②子どもへの映画の普及 - 映画・映像学習の推進等

日本映画フィルムの保存・継承 予算額396百万円

- ①映画フィルムアーカイブ推進事業
- ②映画フィルムデジタルアーカイブ推進事業